はしお元気村指定管理業務募集要領

はしお元気村指定管理業務募集要領

「はしお元気村指定管理業務募集要領(以下「本要領」という。)」は、はしお元気村の管理 運営について、住民サービスの向上と施設のより効果的かつ効率的運営を行うため、地方自 治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、広陵町公の施設における指定管理者 制度の指定の手続等に関する条例(平成18年6月広陵町条例第2号。以下「指定手続条例」 という。)、はしお元気村条例(平成9年3月広陵町条例第10号)第3条の規定により指定 管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものである。

1 募集対象施設の概要

はしお元気村の概要は、次のとおりです。詳しくは「はしお元気村指定管理業務仕様書」 (以下「仕様書」という。)の2施設の概要を参照

(1) 名称·所在地

名称	所在地
はしお元気村	広陵町大字弁財天 295 番地 3

(2) 設置目的

ア はしお元気村設置目的

住民の福祉の向上及び健康の増進並びに余暇の活用を図り、もって文化活動及び交流の促進並びに産業の振興に寄与し、元気な広陵町への活性化を推進する施設として活用していただきたいと考えている。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が担う管理運営の主な内容については、以下のとおりとする。詳細は「仕様 書」の6指定管理者が行う業務の範囲を参照すること。

- (1) 使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務
- (2) 設備の許可に関する業務
- (3)維持管理に関する業務
- (4) その他業務
- ※ 広陵町公共施設包括管理業務による設備等に係る維持管理等の業務を除く。

3 リスク管理・責任分担

協議に当たり、町と指定管理者のリスク管理・分担の方針は次のとおりとする。細部については、町と指定管理者が締結する協定で定めることとする。

(1) 施設の安全・衛生管理を指定管理者が行うこと。

- (2) 事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因によって判断する。
- (3) 指定管理者は、利用者に被災等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに 町に報告すること。
- (4) 施設の運営管理に対する利用者からの苦情、不満、トラブル等については、原則として指定管理者が対応する。これら事案の発生の都度、速やかに町に報告すること。
- (5) 施設の物品の購入に係る指定管理者と町との協議区分は、30万円未満の物品の購入 は指定管理者の判断・負担で実施するものとし、30万円以上の物品の購入は、町と協 議し、承認を受けて指定管理者の負担で実施するものとする。

4 経理に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、有料施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収入と指定管理料をもって本件施設の管理運営を行うものとする。指定管理料の額は、指定管理者が応募の際に提案した額を上限として、町と指定管理者の協議によって定めることとする。

指定管理料については、これまでの実績を基に、年間の管理運営経費から利用料金を 差引きして算出し、一定の基準額を設定している。この基準額を上回る提案をした場合 は失格とする。

指定管理料の額については、年額で 23.850,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) とし、指定期間 (2年) の総額で 47.700,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。

(2) 利用料金

利用料金の額については、はしお元気村条例で定められた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者において設定すること。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払時期・支払回数・支払方法は、年度ごとに町と指定管理者が協議 して締結する年度協定によるものとする。

(4) 指定期間

最長で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。詳細は、「仕様書」 4指定予定期間を参照すること。

5 募集に関する事項

(1) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和5年10月13日(金)から令和5年10月20日(金)まで

午前9時00分から午後5時00分まで(役場閉庁日を除く。)

イ 配布方法

募集要領等及び提出書類の各様式は、ホームページからダウンロードすること。 広陵町ホームページ http://www.town.koryo.nara.jp

(2) 現地説明会

日時:令和5年10月23日(月)午前10時から

集合:はしお元気村 前

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 168 番地

※現地説明会には必ず参加すること。事前の申し込みが必要です。別紙現地説明会参加申込書に必要事項を記載の上、前日の午後5時までに広陵町地域振興部産業総合支援課までE-mailにより申込みすること。電話にて受信確認をすること。

電子メール: sangyo@town. nara-koryo. lg. jp

(3) 質問事項の受付・回答

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和5年10月25日(水)午後5時00分まで(役場閉庁日を除く。)

イ 受付方法

企画提案書の質問については、質問書(任意様式)を電子メールにより送信 し、件名を「はしお元気村指定管理業務に係る質問」とし、電話にて受信確認 をすること。

○送信先 広陵町地域振興部産業総合支援課(電話番号 0745-55-1001)

電子メール sangyo@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を広陵町ホームページで公表する。(質問者名は公表しない。)また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。

○回答日 令和5年10月31日(火)

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和5年11月1日(水)から同月10日(金)まで 午前9時00分から午後5時00分まで

イ 受付場所

広陵町地域振興部産業総合支援課(役場本庁舎1階)

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

ウ 受付方法

応募書類一式を、持参により提出すること。郵送・ファクシミリ又は電子メ

ールでの受付は実施しない。

(5)審査(書類審査・提案審査)

指定管理者候補者の選定は公募型プロポーザル方式とし、広陵町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、応募書類による申請資格、提案内容等の一次審査(書類審査)を行い、要件を満たす団体を対象に、二次審査(提案審査)として申請者によるプレゼンテーションを実施し、一次審査と二次審査の合計得点の最も高い応募事業者を候補者として選定する。また、申請者が1者の場合においても、選定委員会を開催するものとする。

審査基準については、別紙「はしお元気村指定管理業務審査基準」(以下「審査基準」 という。)を参照すること。

ア 一次審査(書類審査)

応募事業者が4者以上の場合は、審査基準に基づき一次審査(企業評価)を実施する。一次審査の結果は、申請者に通知し、併せて二次審査の対象となった申請者には、二次審査の日時・場所等を通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合は、二次審査の日時・場所等を通知する。

イ 二次審査(提案審査)

令和5年11月14日(火) 実施予定

申請書による提案内容の説明及び質疑応答を経て、審査基準に基づき審査を行い、 この審査の結果、一次審査と二次審査の合計得点の最も高い応募事業者を指定管理 者候補者とする。

なお、提案内容の説明時間は、1者15分、質疑応答を20分とし、順番は申請受付順とする。

二次審査の結果は、この審査の対象となった申請者に通知する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を町議会に提出し、議決後、指定管理者として指定する。 ただし、議会の議決を得られない場合は指定されない。なお、町は、指定管理者の指定に関する町議会の議決が得られないことによる指定管理者の候補者に生じた損害を負担しない。

(7) 協定書の締結

指定管理者の指定の後に、はしお元気村の管理運営に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定めた年度協定書を締結する。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と町が協議の上、定めることとする。

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しない。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財政状況の悪化等により、管理運営の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認め られるとき

(8) 引継ぎ業務

新たな指定管理者は、指定期間開始から円滑に業務が実施できるよう、指定期間開始までに、本件施設の管理者から業務の引継ぎを受けるとともに、必要な準備行為を行うものとする。

6 申請資格

- (1) 法人その他の団体(法人格の有無は問わない。以下「法人等」という)であること。
- (2) 法人等及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
 - イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4の規定により、当町 における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ウ 募集の公告日において当町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以 降に当町から指名停止処分を受けた者
 - エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 等の規定による更正、再生手続中の者
 - オ 広陵町暴力団排除条例(平成 23 年 12 月広陵町条例第 8 号)第 2 条第 1 号に規 定する暴力団又は同条第 3 号)に規定する暴力団員等
 - カ 指定管理者選定委員会及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係にある者
 - キ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者(是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。)
 - ク 当町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年を経過して いない者
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、法令違反等社会的信用を損なう行為等により、指定管理者の指定をするのに相応しくない事由があると町長が認める者

7 提出書類

申請に当たっては、下記の書類を町長に提出すること(詳細は、申請書に記載)。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類
 - ・法人等の概要を記載した書類(様式第3号)

- ・法人登記簿謄本、定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- ・代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ・国税及び地方税の納税証明書(募集要領の配布開始以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- 印鑑証明書
- (4) 次に掲げる事項を記載した事業計画書(任意様式)
 - ・施設の運営に関する基本的な考え方
 - ・施設の運営体制
 - ・施設の運営
 - ・個人情報の管理及び情報公開
 - ・安全管理及び緊急対応の体制
 - 類似施設の管理運営実績
 - ・その他、指定管理者が提案する自主事業
- (5) 指定管理における年度ごとの運営業務の収支計画(様式第4号)
- (6) 法人等の経営状況を証する書類(直近の事業年度2年分の損益計算書・決算報告書)
- (7) 提出書類のうち該当がないものについての申立書(様式第5号)

※ 留意事項

- ア町長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合及び記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格とします。
- エ 2種類以上の申請はできません。
- オ 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- カ申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- キ 担当課が提供した資料等は、担当課の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- ク 申請後、辞退する場合は、文書により辞退届を提出してください。

8 管理運営に要する経費の積算

対象施設の管理運営に係る経費については、別紙の収支報告書を参考に積算すること。 また、はしお元気村の使用料については、利用料金制度を導入し、「利用料金」として指 定管理者の収入とする。

9 管理の基準

(1) 事業報告書の提出等

指定管理者は、指定手続条例第 8 条の定めるところにより、事業報告書を町長に提出しなければならない。また、町長は、指定管理者に対し、定期又は臨時に管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な要望を行うことができるものとする。

(2) 指定管理者の取り消し等

町は、事業報告書の内容等により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の取り消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(3) 町の実施する事業への協力

町が実施する事業への支援、協力を積極的に行うこと。

10 その他

(1) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとする。ただし、指定管理者の決定 の公表等が必要な場合は、事業計画書等の内容を町が無償で使用できるものとする。